不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容		道の駅にしかた利用承認の取消し
根拠法令等及び条項		道の駅にしかた条例第10条
	根拠条項	道の駅にしかた条例第10条
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 9月 2日設定 平成29年 3月23日最終変更

【基準】

- 1 道の駅にしかたの利用承認の取り消し等の基準(条例第10条) 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を制限 し、若しくは停止し、又はその承認を取消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。
 - (3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。

処分基準